

## 札幌市発熱外来設置医療機関に係る協力金交付要綱

令和3年3月 日制定

### (通則)

第1条 札幌市発熱外来設置医療機関に係る協力金（以下「協力金」という。）については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、発熱患者等が医療機関等において適切に診療・検査等を受けることができる体制を確保するため、発熱外来設置医療機関において、令和3年4月1日以降も引き続き、体制を維持することにより、市内の感染症対策の強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者 新型コロナウイルスについて、既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者をいう。
- (3) 発熱患者等 発熱、咳嗽、倦怠感、呼吸苦、下痢、味覚症状、嗅覚障害等の症状を訴える等、新型コロナウイルス感染症を疑う必要がある患者であると医師が認めた患者をいう。
- (4) 発熱外来設置医療機関（以下「発熱外来」という。） 市からの依頼を受けて、かかりつけ患者の診療又は検査に加え、他の医療機関、市の発熱患者等の相談を受ける組織・部署又は「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に定める「受診・相談センター」（以下「受診・相談センター」という。）等から紹介された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関をいう。

### (交付対象者)

第4条 協力金の交付対象事業者（以下「交付事業者」という。）は、市からの依頼を受けて、発熱患者等の診療又は検査体制を確保した市内医療機関として別に市長が定めるものとする。

- 2 市長は、前項の医療機関を登録したリストを作成し、受診・相談センター、市の発熱患者等の相談を受ける組織・部署及び市内医療機関等（以下「相談機関」という。）に共有することができる。
- 3 交付事業者は、前項に規定するリストの作成及び共有について同意したものとする。
- 4 交付事業者は、新型コロナウイルス感染症の検査を積極的に行うよう努めなければならない。ただし、検査を行うことが困難な場合にあつては、保健所へ引き継いで検査を依頼する等、発熱患者等が検査を受けることができるよう努め、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に可能な限り貢献するものとする。
- 5 交付事業者は、令和3年3月31日時点で発熱外来を実施し、かつ、令和3年4月1日以降も発熱外来としての診療・検査体制等を維持・継続することについて同意した医療機関とする。

(協力金の金額)

第5条 この要綱における対象経費は、発熱患者等の診療又は検査体制の維持に係る経費とする。

2 協力金額は、次の各号に定める額のいずれかとする。

- (1) 発熱患者等の診療を行い、市のリストへ登録されること 一医療機関当たり 500,000円
- (2) 前号に加え、新型コロナウイルス感染症の検査を行うこと 一医療機関当たり 1,000,000円

(施設基準)

第6条 前条第2項第1号から第2号の規定による施設の基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 発熱患者等が他疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- (2) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- (3) 検査を行わない場合には、検査(検体採取)を「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」(令和2年4月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に定める地域外来・検査センター等に依頼することにより連携体制がとれ、必要な検査体制が確保されていること。
- (4) 検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日付健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、市と行政検査の委託契約を締結すること。ただし、市長との協議により、委託しないことが適当と認められる場合は、この限りではない。

(交付申請)

第7条 交付事業者は、協力金の交付を受けようとするときは、市長に交付申請書(様式1)を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、令和3年3月31日とする。

(協力金の交付又は不交付決定)

第8条 市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、協力金の交付を決定するときは、交付決定通知書(様式2)により、交付事業者に通知しなければならない。

2 市長は、協力金の不交付を決定した場合には、不交付決定通知書(様式3)により、交付事業者に通知しなければならない。

(交付条件)

第9条 協力金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 市長は、交付申請書の内容に虚偽が判明した場合、その他市長が交付を不適当と認めたときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (2) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に必要な事項は、保健福祉局医務監が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年3月 日から施行する。

(適用)

第2条 この要綱は、令和3年3月31日から適用する。